

(様式 1 - 3)

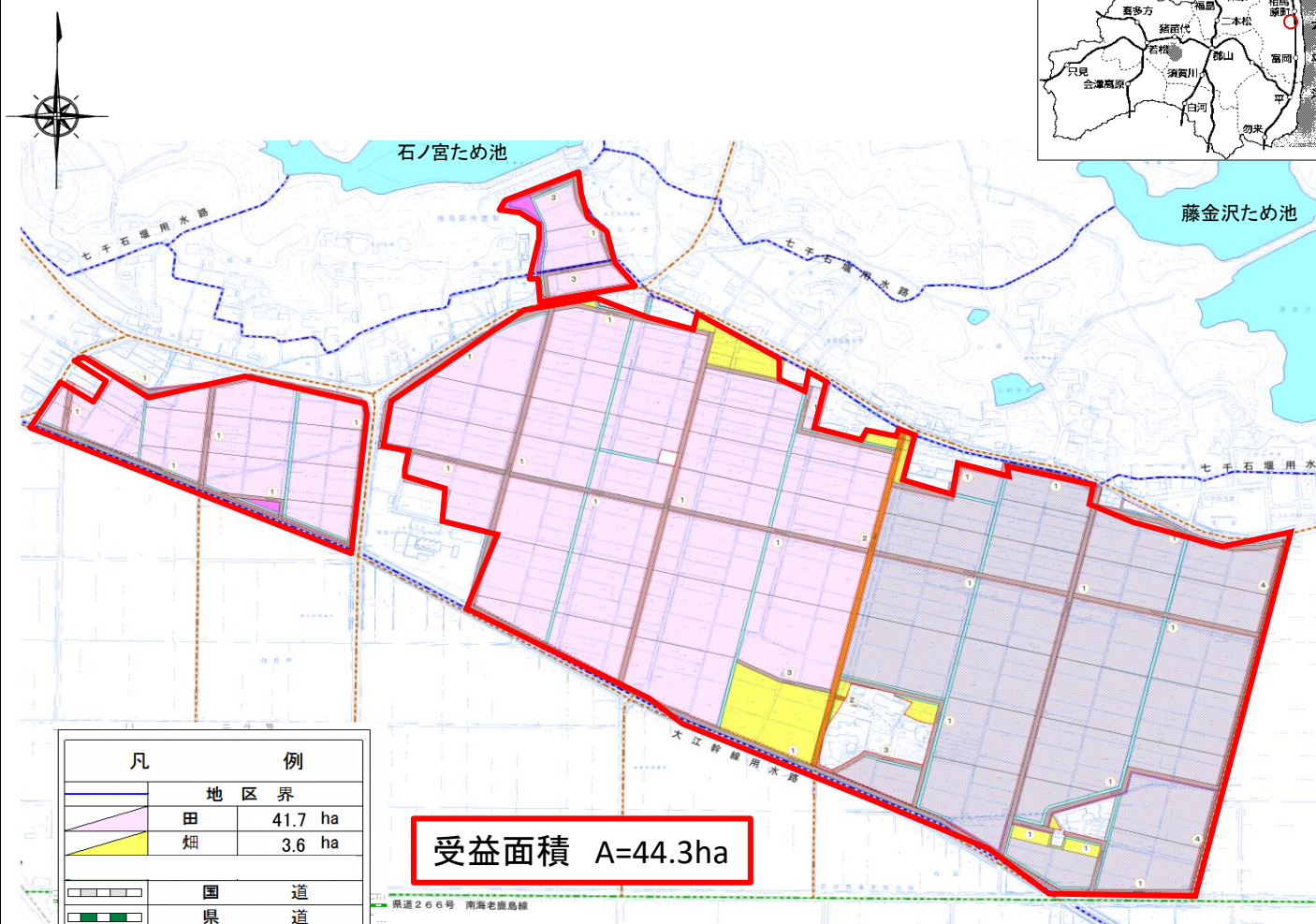
福島県（南相馬市）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和 7 年 4 月時点

NO.	155	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業) 南屋形地区 (基金型)		事業番号	(5)-40-82
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)		福島県 (直接)	
総交付対象事業費		(1,398,700) 1,605,524 (千円)	全体事業費		(1,524,101) 1,605,524 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
避難指示区域のある南相馬市において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理を行いながら、水稻を中心とした営農活動を行ってきた。 しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が困難となり、施設の劣化や機能低下が見られる。 本市鹿島区においては、震災後の自主避難や作付け制限、除染等により営農再開できない農地が散在し、面的な営農再開が進まない状況もあるが、一部地域では作付けが再開されており、本地区においても、農家の営農意欲が高く、担い手農家への農地利用集積を図りながら、営農再開に向けた取組みが行われている。 よって、本事業を導入することにより、営農再開が困難な農業者を含めた営農計画を立て、担い手農家への農地利用集積を図り、農村地域の営農再開を加速化させるものである。						
事業概要						
本地区は、担い手をはじめ多くの農家は営農再開意欲が強く、基盤整備を行うことで、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上、農作業の協業化、担い手への農地集積を促進し、地域の復興再生に資することを目的とする。 受益面積 A=44.3ha (南屋形 (みなみやかた) 地区) 【申請に係る事業概要】 第 50 回申請については、用水路工、暗渠排水工、石礫除去工、湧水処理工、測量・設計、確定測量、換地業務、農業経営高度化支援事業を実施する。 【南相馬市復興計画】 主要施策 3 (経済復興) - 基本施策 3-1 (産業の再生) - 主な方策 (農林水産業への支援) 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。 【福島県復興計画】 6 農林水産業再生プロジェクト-2 農業の再生-④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進-⑤農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画ほ場の整備						
当面の事業概要						
<令和元年度> 実施設計、境界測量、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 2 年度> 区画整理工 (A=7.4ha)、測量設計、補償、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 3 年度> 区画整理工 (A=15.3ha)、補完工、測量業務、用地補償、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 4 年度> 区画整理工 (A=22.6ha)、補完工、用地補償、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 5 年度> 区画整理工 (用水路工、暗渠排水工)、補完工、測量業務、用地補償、確定測量、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 6 年度> 区画整理工 (用水路工、暗渠排水工)、補完工、用地補償、確定測量、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 7 年度> 用水路工、暗渠排水工、石礫除去工、湧水処理工、測量・設計、確定測量、換地業務、農業経営高度化支						

援事業
地域の帰還・移住等環境整備との関係
本地域には東日本大震災の影響により南相馬市小高区から避難した担い手農家があり、本事業を契機に営農再開かつ新たに大規模経営していく計画である。その後、当該担い手農家の経営が安定した後に、小高区の担い手農家として営農再開する予定である。
関連する事業の概要

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

計画一般図



受益面積 A=44.3ha

NO. :155

事業番号:(5)-40-82

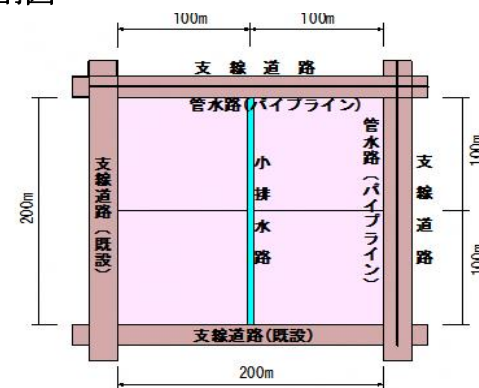
事業名:農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)

地区名:南屋形地区

位置図



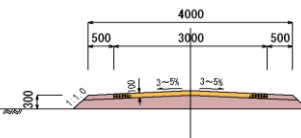
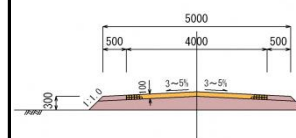
標準区画割図



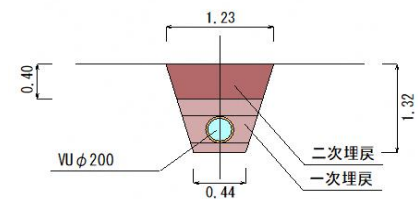
標準構造図

標準断面図 (支線道路)

標準断面図 (支線道路)



標準断面図 (パイプライン)



標準断面図 (小排水路)

